

砂川市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題を検討するため、砂川市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及び調整を行う。

- (1) 法第1条の3第1項に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合教育会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(関係者の出席)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たり必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を砂川市総合教育会議傍聴人受付簿(別記様式)に記載し、職員の指示を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することが

できない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不相当と認める者

3 市長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があると認めるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒否することができる。

4 傍聴人は、職員の指示に従って着席し、又は退席しなければならない。

5 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる挙動をしないこと。

6 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、市長の許可を得た者は、この限りでない。

7 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、速やかに、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあっては、この限りでない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成27年10月7日から施行する。